

第6回 富士市立中学校 部活動地域移行協議会

日 時	令和7年9月26日（金） 午後1時30分～午後3時30分
場 所	富士市教育プラザ 1階 大会議室
出席者	[委員] 村田 真一 橋本 仁 佐野 弘美 辻村 典枝 佐野 美幸 神尾 充浩 望月 香織 檜木小重美 [事務局] 教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、文化スポーツ課長 部活動地域移行協議会ワーキング委員
傍聴者数	2名（うち報道2）

会 議 の 概 要

1 報告事項

- （1）実証的モデル事業について
- （2）国・県の動向、先進自治体の様子等
- （3）地域クラブの名称について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

橋本委員	資料3の地域クラブ活動の名称についてのところで、今後アンケートを実施するように準備を進めていきたいとのことであった。子どもたちの意見を聞いて決めるという話だと思うが、それは大体いつまでにというのが決まっているか。
事務局	まだ具体的には決まっていないが、地域クラブ活動が始まるまでには早めという形になると考えている。
橋本委員	実際には、この地域クラブ活動の名称はガイドラインに関係するかしらないかという、関係しないのか。
事務局	特に関係しない。
橋本委員	では、期限を決めずに先にガイドラインを決定させて、名称の方は後という形で良いか。

事務局	そのとおりである。
神尾委員	例えば沼津市はヌマカツクラブ、浜松市は、はまクル加盟クラブというように名称はある。このクラブは民間のクラブと線を引いて、新たな地域クラブ、市が認定した地域クラブということで、色々な種目の認定された地域クラブがこのエフカツ又はフジカツクラブに加盟するという考え方でよろしいか。
事務局	地域クラブとして認定した団体を、基本的には、例えばフジカツであれば、フジカツのクラブという形になるが、まずそれを1つ1つ含めて、認定したクラブをまとめてフジカツということで、よろしいかと思う。
神尾委員	そうすると、沼津市の場合、このヌマカツクラブのところの箇条書きにあるように、陸上競技は松葉沼津とアスルクラロAC、この2つの陸上クラブが地域クラブとしてヌマカツクラブに入るわけである。 サッカーは沼津西FC、沼津東FC、沼津南FCの3つを新設する予定であり、ゆくゆくはこの3つのクラブがヌマカツクラブに入るということになるというふうに予想される。そのような認識でよろしいか。
事務局	そのような認識でよろしいかと思う。
村田会長	名称についてであるが、あくまで富士市地域クラブ活動のニックネームを決めるということであると思う。 資料1の差替えの方だが、1ページ目の裏の文化芸術活動のK-POPダンスは、これまでの部活動にない種目ということで、前向きで良い取組であると個人的に思う。このK-POPダンスは、場所はどこで行う予定か。
事務局	K-POPダンスについては、富士市に事業所を持っているJOINXという事業者へ委託して実施する。そこが運営している「WORX富士」というコワーキングスペースの奥にスタジオがあり、そこで実施する。
村田会長	おおよそ何名ぐらい来そうか。
事務局	明後日開催する第1回では40人を超える申込みがあった。各回とも同じぐらいの申込みがあり、キャパオーバーしてしまうということで募集を停止している日もあると聞いている。これもモデル事業をやってみて、もっと募集があるようであれば会場を考えて実施するとか、そういったことも考えなければいけないと思っている。
村田会長	これまでの学校の部活動のよさもあるが、民間の場所も使いながら実施しているという様子がうかがえた。
望月委員	民間事業者へ委託するというのは、今年度になってから初めての取組であると思うが、この民間事業者というのとは、自ら手を挙げられてきたのか、それと

	も市教委の方から広報等をしたのかお伺いしたい。 沼津市だとサッカーの大きな団体であるアスクラロがやっている。富士市にもエスパルスがあるが、そういったところからのアプローチやこちらからのアプローチ等はないのかというのを伺いたい。
事務局	自ら手を挙げられてきたのか、それとも市教委の方から広報等をしたのかであるが、両方ある。例えばJOINXが実施するK-POPダンス、Web開発、宇宙科学は、JOINXが別の自治体で既に取り組んでいた活動を富士市でもできないかということで、こちらから相談した。 一方、国際観光部は一般社団法人から提案があつて実施したものである。 3×3もJOINXが実施できるということで実施した。 卓球とバスケットについては、バスケットボール協会や卓球協会の方が今のところ難しいということで、エスプラットフジスパーク時之栖富士にこちらから相談をした。 資料には書いていないが、これからできる可能性のあるものもあり、先方からこちらに相談が来ている。色々なパターンがある。
村田会長	報告事項ということで、よろしいか。 では、報告があつたということで、ご了承いただければと思う。 スポーツ庁のホームページ等に、全国の資料が色々あるので委員の皆さんも各自でご覧いただければと思う。

2 協議事項

(1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

村田会長	10 ページのスケジュールイメージの図について、灰色の太線で書かれているところと細くなっているところがある。平日の中学校部活動は、太いのがずっときているが、これはこれでいいのか。休日の中学校部活動のように細くする必要はないのかと思った。太いラインと点線があるが、国の動向が分からないので細くしていくことも中々しづらいということか。
事務局	基本的な考え方としては、平日の部活動が当面の間は継続していくということで、このような形になっていると思うが、学校の運営や子どもたちの人数、部員数によっては、部活動が閉じていく。確かに学校の中で部活動の数が減っているのは確かであるが、全体としては、当面の間は残っていくとい

	うイメージであると認識している。
村田会長	休日の方は細くなっているが、平日は少しぼやかすという意味ではないが、国の動向もあるのでそのまま行くということで理解した。
事務局	その件について、当市では休日を優先的にやっていき、平日もできるところはやっていきたいと思っているので、少し細くしていってもいいかなという感じはしている。当然やっていかないわけではない。ただ、まずは休日をやっていくということで、このようになっている。
望月委員	5 ページに「富士市中学校部活動ガイドラインに則り適切な休養日や活動時間の確保に努めている」というところがあり、用語解説のところに富士市ガイドラインとはこういうものが載っているという項目だけが載っているが、後ろに資料としてつけなくても良いのかと思ったが、先ほど説明がなかったなので、説明をお願いしたい。
事務局	11 ページに活動回数活動時間というところがある。富士市中学校部活動ガイドラインの一番下にURLを載せて見ていただくような形にはしてある。
村田会長	事務局としては、巻末に載せるのはやめたということか。巻末にガイドラインが載っていれば分かりやすいと思う。もしそれをしないとしても、特出しに何か出した方が見やすい気はする。 富士市中学校部活動ガイドラインという用語は、この方針ではこの5 ページ目が最初になる。5 ページの下に出すなり、最初のところに出した方が分かりやすいと思った。
佐野美幸委員	12 ページの5 番の参加費等のところだが、例えば親の立場から見た時に、やはり費用はすごく気になる。例えば支援団体や、地域の会社をお願いするとなったときに費用がかさむのではないかなというような質問がくると思う。資料2-2の中に費用のことが少し書いてあるが、状況が変わっていく中で明記しづらいというのもあると思うが、もう少し書いてあると保護者としては安心できるかなと思うが、いかがか。
事務局	受益者負担についてはこの後の協議事項で触れようとしてはいたが、国からは、まだ正式に具体的な費用がまだ提示されていない。各市町も低廉という言葉を使っており、運営団体もいくらか決めてあるところはない。基本的には、実施主体の団体が、経費、参加費等の費用を決めているという状況になっている。 富士市としても、今日委員の皆さんの御意見を色々いただきながら参考にして費用についてまた考えていきたいと思っている。

村田会長	確かに色々な種目の状況、いわゆる参加者の数が違ったり指導者の数も違ったりというのがある。可能な限り低廉な参加費ということや生活困窮家庭に対しても何らかの手立てをと書いているので、それをイメージしつつ、後程また（３）のところで議論させていただければと思う。
檜木委員	２点ある。 まず１０ページのスケジュールイメージだが、資料２－３の先進自治体の様子を見ると、「何年までに」「何年から」「何年に」と少しずつ助詞が違っている。例えば掛川市であれば、夏までに全部廃止ということなので令和８年までにこの１０ページの矢印でいくと矢印が止まると予想される。沼津市や浜松市は「から」とか「に」となっているので、矢印が先に伸びているのかなと思う。富士市の場合は、令和１０年以降までグーッと細くなっているので、いつまでにというゴールはまだはっきりと示されていないということではないかということが１点目である。 ２点目は、１２ページの参加費だが、例えば掛川市でいくと、地域クラブの参加費は１ヶ月１,０００円から９,０００円ほどで指導者への報酬や会場費などに充てられるということである。その参加費が何に支出されているのかというのが、他の市町がどうなっているのかということや、富士市で地域クラブを作っていくときに、その参加費を何に支出するのかというのが、クラブごとに決めるのか、富士市で地域クラブは一斉にこうやってやりましょうというふうに決めるのかということのも、何か計画があったら教えてほしい。
事務局	１点目だが、富士市としては受け皿ができていない状況で部活動をここまでというのはできないと考えている。やはり子どもたちの受け皿をしっかりと整えた中で、休日の部活動を閉じていき地域クラブに移行していくという考えでいる。 ２点目として、今モデル事業を実施している中で、参加費は大体１回１,０００円という設定が多い。設定としては指導者の人数、保険料や場所代、そういうものを積み重ねて何人集まればその額でいけるであろうというような収支の様子を見ながら設定している。 また、後ほど資料６（３）でも説明するが、大体１回１,０００円で月４週あるとして４,０００円であれば、保護者への負担感はある程度抑えられるのではないかという印象を持った。ただこれもモデル事業を進めていく中で見ていきたいと思っている。 １点目の説明の補足であるが、国が令和８年度から１０年度まで、１１年度か

	ら 13 年度までを、改革実行期間と設定しているので、その辺りの期間も踏まえつつ動くが、市の基本方針上はそれを明記しないというような、そんなスタンスで今進んでいる。
橋本委員	確認だが、参加費は、また後程協議するという形であるが、基本方針には載せないでいいか。
事務局	はい。12 ページの⑤の参加費等という、その内容程度になる。
橋本委員	指導者等というところ、また後程、協議事項（２）の認定要件で触れられると思うが、そちらに関しても載せないのか。何を言いたいのかというと、この協議事項で、基本方針案を今これでいいと言っても、この認定要件が別表になるのか分からないが、例えばパブリックコメントをやるときに基本方針はこれですと言って、別に定めるとしている認定要件やこれから協議会で決めていく受益者負担を見せるのか見せないのかが、この後どういう形になるのか、少し見えにくいなと思った。 要は、もし載せないのであれば、これが協議事項でどこまで決まるかわからないが、協議事項で決まったことについても、おそらく我々と同じように質問がされて、これについてはこうですというふうにお見せする形で今日決めるのか決めないのかが今、見えにくいなというふうに思ったがいかがか。
事務局	認定要件については、基本方針 10 ページの最下段の運営団体が別に定めるというふうに委任事項にしてあるので、この基本方針自体には載せないということになる。ただ、国の動向等も今後見えてくると思われる中、この制度を走らせるまでには、例えば明文化した要綱のようなものをきちんと整理して、この基本方針と並べて公開するとか、認定基準を添えてお示しするであるとか、あとは参加費の考え方についてもある程度、同じように並べてウェブサイトで明記するとか、そういった対応をしたいと考えている。
橋本委員	そうだとすると、協議事項で富士市地域クラブ認定要件についてまた後程協議されることになるが、こちらに関しても、結局はパブリックコメントの時点ではまだ決まってないため、別途で定めるという形でふわっとしてというイメージでよろしいか。
村田会長	ふわっとというのが別にネガティブだけではなくて、一方、いい意味でもある。方針ということで、細かなところまで記載はないが、ただ、現場にいる保護者の方や P T A の方からすると、参加費のことや移動のことなど細かいところというのは、また別で規定があったりすると分かりやすいかもしれない。

佐野弘美委員	10 ページに関連することだが、先ほどから何回もお話に出ているが、休日は完全移行、これは決定されていると思うが、平日が完全移行するのかしないかによって、スポーツ協会の方は実証事業を何回か何団体か参加させていたっているけども、継続性という面で単発ではありえるが、土日だけだと継続的に協力することがなかなか難しいため、平日がはっきりしたという前提のもとであればもう少し協力もできる。大体、団体は平日も活動しており、それで地域も結構分散しているので、平日も数日プラス土日という関係でいけば、協力してくれるところも増えると思うが、この 10 ページの終わりというかこの未定の部分が少し影響が大きいかなと思う。
事務局	原則、「休日は」ということにあるように、平日と休日が両方環境が整っていれば、本当に一番良い。そのような団体であれば、地域移行をどんどん進めていきたい、準備を進めていきたいと考えている。
佐野弘美委員	費用の面でも、多分その方がお安くというか、1 回 1,000 円というのは普通の団体では高い。なので、全部で 4,000 円以内には何日やってもできるのではないかなと思う。
村田会長	日程のところは、皆さんご存知の通り、9 ページ（2）の本市の部活動についてというところに書かれているとおりではあるが、休日の動向ははっきりしているが、平日はまだ動向を追いかけてながらというところがあるのかもしれない。 ここに書いているとおり、今改革推進期間を走っていて、次年度から改革実行期間という名前で前期が令和 8、9、10 年度、ここでも休日は確実に移行する、展開していくというのは国が言っているはずである。国も色々変わるかもしれないが。後期の令和 11、12、13 年度が終わった時点で、平日も含めたというのを醸し出しているのが今の国の状況だと思う。 パブコメの予定は、いつ出していつまでに取りまとめるのか、スケジュールを教えてほしい。
事務局	パブリックコメントは、この協議会が終わった後、議会への説明や部長会議に諮り、それを経て今年末から年始にかけて実施する。パブリックコメントが終わったら、出されたパブリックコメントに対する、その意見を反映する、反映しないという判断を庁内で決定し、2 月にこの協議会を開いてそこでまた報告させていただき、年度末に公表したいというスケジュール感でいる。
村田会長	そのスケジュールなので市民の方々からも色々意見が来て、それに対する

	回答を、ホームページに公表する。全部一問一答ではないが、多分まとめて答えていくと思うので、それをまた第7回の2月の会議で最終確認をしてという流れになっている。 パブコメの方は皆さんも市民ですから、富士市民の方は積極的にどうぞ。
檜木委員	今佐野委員がおっしゃってくださったことで確認だが、平日の部活動も地域クラブにどんどんやって一緒にやっていく方が、やりやすいのではないかとということか。
佐野弘美委員	種目によるが、そういうことである。
檜木委員	10 ページのスケジュールイメージを見ると、私は今までは、例えば令和8年度からもう地域移行にしていこうというような競技は、例えば剣道部に入っている子たちは、学校で月曜日から金曜日までは学校の部活動でやり、土日は地域の道場とかに行くというイメージだったが、そうではなくて地域クラブに入っている子は、平日の部活動のとき、平日から地域クラブに行って、学校の部活動は参加しないということになって、地域クラブに入っていない部活の子は学校の部活動だけやるという、そんなイメージになるのか。
神尾委員	色々ある。部活をやってそのあと道場行っている子もいる。
檜木委員	両方もあるということか。平日に部活動をやって、平日の夜に道場に行くというのもありということか。
事務局	種目が違うパターンもある。平日は陸上部だけど、そのあと夜には剣道の道場に行って、土曜日の地域クラブはハンドボールやることもある。
檜木委員	なるほど。この平日の令和8年度のところからうっすらと矢印が広がっているが、これは今も平日、部活動でやっているが夜もやっている子がいる。でもそれはまだ地域クラブに認められてないから線がないということでもいいということ で分かった。
村田会長	今、結構言葉が混在している。〇〇ユースだといったものも地域クラブという人もいれば、今いるこの界限では地域クラブといわゆる民間ビジネス型クラブとがあって、例えばスイミングクラブはほとんどが民間であると思うが、そこの言葉の定義が色々ややこしくなっているというのが正直あると思う。 この広域的な地域スポーツクラブを国がムーブメント起こしているが、一方でイトマンスイミングクラブだとか、エスパルスのような民間は、それはある意味必要なので、それはそれでまだ動いているというだけである。色々なケースが考えられる。言葉は結構大事である。

	細かい規約等は、この後の協議もある。また、追いかけて市民の方に色々と啓発したり確認したりすると思うが、方針としてまずこの案でパブリックコメントにかけてよろしいかを伺いたい。 原案通り、若干の修正はあるが、基本この内容でパブコメにかけてよろしいか。(異議なし) では基本この方針をもってパブコメの方にかけていたいと思う。
--	--

(2) 富士市地域クラブ認定要件について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

村田会長	一応確認で委員の方と共通理解しておきたいのは、本日これを決定することではないので、今事務局から説明があったように、国がこういう観点というものを出しているので、この観点に沿って、富士市ならではというか、現場の状況を見ている委員の皆様から御意見を伺って、年度明けかもしれないが、決定していくという流れで本日はその初回になる。
事務局	一番遅くとも令和8年度の中体連が終わった後の新しいこの地域クラブ制度が走り始めるまでには、固めなければいけないことは確かである。ただ国の資料もまだその概要やイメージと言っているぐらいなので、これ以外にももしかしたら今後出てくるかもしれない。少し様子を見ながらにはなってしまうが、一番遅いタイミングで、中体連後の新チームに間に合うようには作っていききたいので、もしかしたら年度明け4、5、6月ぐらいまでずれ込んでしまうかもしれないし、パブリックコメントをやっている最中に国が固まったものを出してくるのであれば、今度の2月の協議会でももう少しきちんとしたものを出して、早々に走り始めることができるかもしれない。その辺りはまだ流動的ではあるがそのような認識でいる。
村田会長	そのようなスケジュールなので、それを念頭に入れていただいた上で、本日、色々と意見をいただければと思う。
橋本委員	地域クラブ認定要件の聞きたいことが2つある。 ②の先ほど、基本方針の方では、平日は1日長くとも2時間、「長くとも」とわざわざ入れてあったが、「長くとも」は入れなくてもいいのかというのが1つ。 もう1つは④指導体制のところの2つ目である。市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導をというところがあるが、この研修というのはどういう研修を念頭にしているのか。例えば、地域クラブの何名

	かが受ければいいのか、全員受けなければいけないのかというのが少し見えにくい。そうでないと、ハードルがどれくらい上がるか下がるかである。
事務局	まず1つ目の②の活動時間休養日のところについて、国の方では、平日は1日2時間程度、「長くとも」と入っていないが、富士市の部活動ガイドラインを原則とすると、「長くとも」というのはここに入ってくるのかなと思う。ただこの辺も御意見を参考にしながら、あまり厳しくしてしまうと地域クラブをやる人が本当にいなくなってしまうような状況も出てきたりするので、この辺りの幅というか、言葉の中でどのような捉えをするのかも皆さんで考えていきたいところではある。 2つ目の研修について、まだどのような内容でやっていくかというのははっきりと決まっているわけではないが、団体の代表様であったり、又は指導者としての経験がない方であったり、そういった方々が対象になるとは考えている。内容についても、他市町の研修の様子を見ると、色々な方々を呼んで、AED講習や心理学的なもの等をやっている団体もあるが、基本的には指導者としてという心得的な部分が大きくなってくると思っているので、またこの辺りは内容を検討していきながら、決めていきたいところである。
橋本委員	まだふわっとしたという感じでこれから先どうなるか分からないが、先ほど言ったように「長くとも」とわざわざ入れてあったのは、富士市のガイドラインで、「長くとも」と、多分わざと意識しているのか、何か意味あるのかと思ったので一応確認させていただいた。 認定要件をやったときに、今実証的モデル事業をされている方たちが、認定要件に合致するかどうかということ、合致しそうなのか。まだまだふわっとというか、何も決まってないし、やってもらっているから何とも言えないが。
事務局	モデル事業については、基本的には時間を3時間以内にはしている。あとは参加費をなるべく安くしたり、安全確保の面では保険にも入ったりなど、こういった部分はここに書いてあることは満たしているかと思うので、今のレジュメにある、各種団体や取組は、これに該当するであろうと思う。
橋本委員	認定要件がまだしっかり決まってないので、これから増えていただくことを期待したい。
事務局	資料2-1の表紙のページに認定制度の概要、イメージ案ということで書いてある。ここの定義・呼称という欄があるが、今後国が示した要件、認定手続に基づいて市町村等が認定した活動を認定地域クラブ活動という、そういう仕組みになっていくということが紹介されている。そして、国が示した

	要件、手続等に関しては、この同じ資料の8ページのところに6. 今後の予定ということで説明書きがあるが「地域クラブ活動に関する認定制度については、令和7年冬頃に改定予定のガイドラインに盛り込む」ということで、今年の冬頃に国の方から新たな総合的なガイドラインが示されるという予定になっているので、この中で、先ほど1ページにあった要件や、認定手続等がガイドライン上で示されて、それに沿って富士市が定め、資料5でお示した認定要件をしっかりと定めていくという流れで今考えている。まずは、国のガイドラインを、国も今検討していると伺っているので、冬頃に発表予定されるということで、早急に対応していきたいと考えている。
事務局	先ほど委員から研修の話が質問にあったが、同じ資料の12ページに色々書かれている。研修内容についても、国が想定している研修とはこういうものだというのがこのページに記載されている。 ※印の2のところが、それに該当するところになる。「研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり」ということで、何点か示されているのでまた御参照いただければと思う。
檜木委員	認定要件がいくつか定められていて、要件に合っていれば認定されるということだと思うが、例えば認定の有効期間が最長3年間とか、何か範囲内であるのもあったりする。有効期間や、それから認定したはいいいが、そのあと研修はするにしても本当にその通りやっているのかという管理、指導などそういうような体制をどういうふうにするのか、もしそれが例えば約束した通りやってないというような場合は、どうするのかということについては、認定要件の中には明記はするか。
事務局	今回資料としては示してはいないが、こちらが今同時進行で作成している認定の手続の中には、こういう項目、反している場合には、認定取消しなどの対応をするというようなことを記載しているものを作っているところである。またそれも委員の皆様の御意見をいただきながら、1つ1つ確認しながら作っていきたいと思っている。
村田会長	今委員から意見があったみたいにそういった意見をどんどん言っていただければ、実際エクセルとかに表があって、1段階から5段階でできているかできていないかどうか、評価みたいなことをしていくというように実際運用していくことになろうかと思う。
佐野弘美委員	今の檜木委員に関連するが、これはクラブに対しての認定要件ということ

	か。今、先生方が部活動を運営されているので一定以上のレベルで指導されているのは確実であるが、認定クラブになると色々な方がいて、その方々、クラブ自体はいいが、指導者によってかなりのばらつきが出るのが予想される。スポーツ協会の方にも色々という問題で連絡が入ることが、種目ごとにかなり差がある。そういう場合の認定を取り消さず、保護者の方から通報というか、そういう連絡手段と、そのあと全体を取り消すのではなく、何か手段を設けておいた方がよろしいのではないかなと思うがいかがか。
事務局	そのとおりだと思う。国から示された研修の制度の中にも、やはり定期的にその団体と話をしたり、実際に練習の様子を見に行ったりするなど、そういうことも必要というような項目もあった。運営団体としては、そういうような対応をしていく必要があるとは考えている。
村田会長	指導体制のところのいわゆる指導者個人の問題の罰則規定という言い方は強いが、そういったことを配慮していかないといけない。そういったところも項目に入れていければという御意見だった。
橋本委員	先ほど資料２－１のところで説明を受けたときに少し疑問に思ったのだが、これは、基本的に市町村等が認定等を実施という形になっているが、自分のイメージだと、基本方針に書いてあるのは、運営団体の富士市教育委員会が認定するような形になっている。この部分、齟齬が出てきてしまうのかなと思ったが、こちらへ書いてある通りでいいのか。 資料２－１で、申請をまとめて運営団体でできると書いてあって、※印の１のところに、基本的に市町村等が認定等を実施、色々書いてあって、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなすとして書いてあるが、基本方針の１１ページのところの組織体制イメージだと、運営団体富士市教育委員会が指導認定をしているというところなので、そこが齟齬が出てきてしまうのではないかと思ったので質問させていただいた。
事務局	イメージ図にある、まず運営団体というところであるが、当面の間は、富士市教育委員会がこの運営団体として行っていく。今委員から御指摘があった、富士市と富士市教育委員会とそこで齟齬があつてというところの御指摘だが、基本的には、この部活動地域移行に関しては、富士市全体においては、富士市教育委員会がそれを今動かしているというか、色々な制度を決めて方法を決めていくという形になるので、国のこの資料の中に、市町村という形が入っているが、そこは富士市教育委員会というところで読み替えていただいて、特段の齟齬はないと考えている。

	それからこの運営団体に関しては、イメージ図にあるように、今、(富士市教育委員会)としており、実質教育総務課と学校教育課と合わせて活動をして、今後運営団体として、当面の間行っていく予定になる。 質問から少しずれるが、認定をした各地域クラブがこういった活動を行い、しっかり守られているかというところの管理や、指導、研修を担っていくのも、当面の間、教育委員会が行っていく。 ただ、この運営団体という、ここは国の資料もそうであり、今ここの組織体制図イメージもそうだが、運営団体とわざわざ記載してあるのは色々な市町村によっては、もうここを外部というか、例えばスポーツ協会であったり、例えば文化協会、文化団体であったり、それと全く違うもっと大きな総合クラブであったりというところが、市全体、町全体、団体全体の運営を担っていくことを行っていけるところも少しずつ見えている。 ただ、富士市ぐらいの規模になると、今私ども教育委員会が行っている活動を1団体で全部を行い、なおかつ管理運営をしていくというところは中々難しいというところで、最終的にそういったところを見つけ出したり、作っていければ理想かとは思っているが、当面の間は教育委員会の方でこういった活動を進めて移行をしていくというふうに考えている。
橋本委員	自分もそのこのところ、スポーツ協会というのがイメージになかったので、齟齬がなければいいのかなと思う。前も言ったと思うが、富士市と富士市教育委員会というところで基本方針が出ることになっているので、オール富士市でよろしく願いたい。

(3) 受益者負担について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

村田会長	ここはお金のところなので結構大事なところにはなる。国の方は競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技共通の一般的な目安を示すと書いている。全ての競技全ての内容に共通する今回のこのムーブメントに対する地域クラブに関する目安を示せという、国の一意見というふうに捉えていいと思う。 費用に対してすごく詳しいわけではないが、大体この費用を決める時は、原価志向、需要志向、競争志向と3つあると思う。一般的に企業はおそらく競争志向でいくと思う。おそらく今回競争志向はないと思うので、基本的には原価志向で考えるべきだと思う。つまり、指導者に対する謝金等もちろ
------	---

	ん必要だが、原価をとんとんで考える。各実施主体が運営するに当たって、実際どれぐらい必要かというのを出示してもらわないといけない。決して悪いことではないのだが、保護者や子どもたちに、いくらぐらいだったら出せますかと聞いている。これはまさに需要志向といって、原価の根拠はないけどもこれぐらいであれば出しますということを聴取した結果だと思う。原価志向で出すのがおそらく基本だと思う。 その原価志向の出し方をしっかりと見て、余剰があるというふうになると、やはりこちらがチェックしないといけないと思った。 この原価志向と言った時にまた1つ新しい問いが生まれるのは、地域クラブ活動をする時に、いわゆるボールだとか、そういった物は今まで学校が保有したものを使えるとか使えないのかというのはかなり大きい。あるサッカークラブは、これは学校の備品ですから地域クラブやるんだったら新しくやってくださいと言ったら、ボールも1つ1万7、8千円するし、普通の廉価なものであれば数千円であるが、その辺りも変わってくるので、これまで学校の部活動で使って、正式には学校の備品だと思うが、それを共有できるのかできないのかというのは大事なポイントになるような気がする。
望月委員	学校では今、体育文化費という形で各学校がほぼ同額程度にはなるが、定めたものを納めていただいた中から部活の人数とか、それぞれ割り振ったものでボールを買ったりしている。それ以外に例えばユニフォームや大会参加費については、個人で集めている場合もあったり、団体の試合に出る場合にはその集めた額の中から学校で出していたりということもあるので、保護者がいわゆるお月謝というような位置付けで払う以外にも、負担が生じるということがあるのかなというふうに思う。 最低限の月謝だけはこれだけど、実はこんなにかかるということもあるのかなと思うと、小学生が中学校の部活動に入るときに、体育文化費というその集金額はこれくらいで、それ以外にどんなもののお金がかかります、試合でこのぐらいお金がかかりますということも、示しているのがほとんどかなと思うので、どこまでを月謝と見て、どこまでは個々の負担というところも考えなければいけないのかなと思う。 例えば、団体競技で1回試合に出るのに1チーム1万円かかるなんていうこともある。そうすると、それを人数で割って出すのか、集められたお金の中からクラブの責任者が出すのかということでも大分変わってくるのかなと思う。

村田会長	吹奏楽の楽器を初期投資で最初から地域クラブでやりなさいとなると、楽器に詳しくないけど相当な額になると思う。そういったところも視野に入れながら決めていかないと。この地域クラブと学校との連携というのが必然的にあると思うが、ただ学校には学校の事情というか、よくもめ事があると思う。地域に貸すと、グラウンドが壊れている、トイレが壊れているなど色々あるので、その辺りは少し慎重にならないといけない。
佐野弘美委員	昨年サッカーが、安い講師料だと質が下がるので全員である程度の方を呼びたいというので実証事業されたと思う。基本料金ではないが、プラスアルファを求めて、ほぼ無料に近い指導者だと、サッカー協会としては質に少し疑問を感じるので、もう少しみんなで払いましょうという、やっぱり競技によって多少統一は難しいので、基本料金というかプラスアルファの、先ほどのようなものを設けていかないと難しいのではないかと思った。
村田会長	そこが確かにおっしゃるところもあるし、1つ難しいところは、そうなる結構民間のビジネス型という感じになってきたりする。 ただスポーツをやっている現場の子どもたちは、やはり純粋にもっとうまくなりたいという、それはすごくいいことというか応援したいことなので、そこをどう規制と言ったら変だが、公共的なラインとその営利的なラインというところが、ここに課せられてここである程度ジャッジしていかないとけないところなのかもしれない。
橋本委員	受益者負担についてだが、改めて保護者として、できるだけ安くしていただければすごく助かる。 ただ、先ほど色々言っているが、要は学校の備品なのか、地域クラブなのかとか、今まで部活動として子どもたちに還元していたものを、例えば地域クラブの方へ使えるよというのか分からないが、そういう形で使えるのか疑問に思った。率直に言うが、講師料について、この人がいくらというのは、どういう判断ができるのかというのは素人ながら思った。例えば、この人1時間4,000円だよと、誰が判断できるのか。トップアスリートと呼ばばもっといくかもしれないが、これが適切だよ、これがだめだよというのがどういう判断でできるのかなと。例えば、先ほどの認定要件などに入ってしまうが、適切な会計処理をこの人高いよねというのが出てくるのかなというのがある、受益者負担もそうだが、運営団体の方大変だなと、率直に思った。 ちなみに、子どもたちに今いっているお金が減るという可能性はあるのか。例えば、今まで部活動でいくらというのが分からないが、それが例えば地域

	移行したときに、市からの補助金なのか何か分からないが、こちらに関して何か減るという可能性はあるのかどうかというのは今皆さん答えられないと思うが、そういうことがないようにしていただければなというふうに個人的にもそうだが保護者的にも思う。よろしくをお願いしたい。
村田会長	制度的なことであるが、部活動の体育文化費というのが、将来的になくなるのか。
檜木委員	部活動をやっていればなくなるならない。
橋本委員	これから先ずっと行ったときに、例えば平日の地域クラブ化というのは地域クラブだから学校部活動とは違うから、なくなってしまうのか。それとも、地域クラブだからOKなのか。地域クラブは部活動の延長線上に考えるのか。学校部活動とはもう縁が切れているからとなるのかが分からないが、普通に延長になったらいいなと思った。それならばほぼ民間と同じ。市からのお金は終わってしまうということか。
檜木委員	多分延長ではない。仕組みとして。
事務局	市からのお金が補助でおりているのではなくて、体育文化費は、学校の中で部活に入っている保護者から集めているお金が体育文化費として、この部活が勝ったからここに使おうとか、この部活のユニフォームが壊れてからそこに使おうとか、学校の中の会計ということである。
橋本委員	要はやりくりしているだけであって、そうすると地域クラブになると、例えばそれから納められることがなくなってしまうので、そちらから来ることもないと。
檜木委員	保護者からの校納金の中で、給食費いくらとか体育文化費いくらというふうに各学校で決めている。その体育文化費という中で部活動に使っているが、部活動で使っている備品などの消耗品は、市の方からは部活動のお金はいただけない。そのため、保護者の方から集めたお金でボールを買ったりだとか、大会参加費等を出させてもらっている。それが校内の部活動では使えるが、地域クラブになったときには、校内の部活動ではなくなるので、地域クラブの方には学校が集めたお金を使ってくださいは無しになる。
望月委員	そのため月謝が存在する。受益者負担が。
村田会長	それなので、その制度でしっかりやらないと、特に初期投資はものすごくかかってしまうということが起こったりする。有効活用できればいいが、エリアは大体近いのだろうけど、学校と地域を一緒にするとこのお金はどうなっているのかという使途は難しくなる。

橋本委員	着地点が、いまいち、結局平日がどうなるか分からないので地域クラブになった時に学校の備品の今使っているボールが、例えば流用されるかどうかともわからないが、子どもたちのために、いい方向へ進むようによろしくお願いいたします。
村田会長	協定ではないが、そこはしっかり決めないといけない。いい指導者、例えばプロ野球の元監督などがゲストで来てだけで何百万とか何十万は払うわけである。そういうのは極端だなと思う。スポーツ協会は1時間1,500円程度か。
佐野弘美委員	スポーツ協会はもっと安い。
檜木委員	最低賃金は関係ないか。
佐野弘美委員	何人来ても、1回の指導で5,000円程度である。何時間やっても。
檜木委員	スポーツ協会で、そういう基準のようなものはあるのか。
佐野弘美委員	市からいただいた補助金で運営しているので、最低ラインということになる。
村田会長	これを考えるときに、国の種目も共通というのも何となく分かるが、何人の参加者に対して何人の指導者としてしっかり決めた方がいい気がする。そうでないと混乱してしまう。種目ごとにも事情もありそうだが、例えばうちの大学の授業だと実技の授業は例えば40人で決めている。それ以上でやると管理ができないので、20人に1人の指導者というふうに決めないと計算がまばらになってくると思う。コートサイズ等にもよるだろうが。 受益者負担について、原価基本で考えるのがいいのかなと思う。あとは、できるだけ安く、保護者の意見として、やはりそこは学校部活動の流れの中の地域クラブなので、そういったところを意識して欲しいというところ。時給の計算をして、何人の参加者に指導者が何人というのは現場なりに考えた方がいいかと思う。 他の自治体の実績もとてもありがたいが、結構極端である。掛川市は1ヶ月で1,000円から9,000円、結構幅が大きい。 吹奏楽や文化とか考えると、お金はどうなるのだろうと思ったりする。楽器が使えないとやはり練習も難しいだろうし、だけど学校から貸さないとすると、誰が準備するという話になりかねない。
檜木委員	楽器に関しては、ただけてないと言ったが、吹奏楽は何年かに1回はただけている。それなので生徒はそれを使ったり、あと自分で。
事務局	学校備品の話が出たと思うが、例えば学校の施設や、運動場、体育館とい

	うのは、今後も地域クラブとして認定されたときに、その枠が空いていたり利用できるのであれば、おそらく活用していくと思う。また、備品についても、まだ協議していないが、例えば今後、平日も休日も、例えばであるが、バスケットボールとかも富士市から全部地域クラブになったとしたときに、会場をどこかの中学校をメインとして活動すると言ったときに、すぐにその体育館で活動できるように、ボールなどの備品をその地域クラブ用に寄せたりだとか、その学校で使ってもいいが、そういうふうに備品をどこかにもし拠点校、会場校、そういうものができれば、地域クラブが活用できるようにできるのかなと個人的には感じている、その辺りは今後、学校の方とも話をしていかなければならないことなので、色々御意見いただきながらやっていきたい。
檜木委員	例えばバスケットボール等は授業でも使うので、授業で使うボールとそれから地域クラブで使うものは分けたほうがいいのかと思う。ただ、ゴールなんかは共有になるので全然使っていていい。 これ、結局修繕費はどうなるかなということは少し心配になる。
村田会長	受益者負担の保護者からのお金の観点もあるし、そういう決まりごとのところも連動してやっていかないと、実は額が決まりづらいところあるのかもしれない。
事務局	現状、学校教育以外でも学校開放もあり、地域の皆さんがスポーツするなど体育館等を使用することもある。通常の学校教育、社会教育のうち、学校開放の中で使って、その不具合が出た際には教育委員会の方で修繕をしているので、今後もし地域クラブ活動の中で、そういう同じように使うということになって、通常の使用をする中で不具合であれば、教育委員会としては同じ対応になってくると考えている。
事務局	費用の面で、もう一点考えなければならないことがある。実費というところで、現時点では、生活困窮家庭については費用をなるべく低く抑えたいが、それでも一定の受益者負担ということで費用がかかってしまうと思う。それでも生活困窮家庭については、市の方で何か見れないかということで、今探っているところである。それ以外で、例えば茶道の場合、お茶を飲んだりとか、華道であれば、お花を買ったりとか、そういった実費が生じるので、その部分をどうするか考えなければいけないと思っている。 体育館等の使用については、今まで学校でやっていた通りの形にできればしていきたいと思っている。それ以外にも様々に、ユニフォームとかそうい

	った部分は自己負担でお願いするしかないのかもしれない。整理しなければいけないことはいくつかあると思っている。
辻村委員	少し気になっているが、ホールの破損が発生した場合、修理は大丈夫ということで、楽器もメンテナンスをするのかなと少し心配だったが、お考えいただいているか。例えば管楽器なんかは、掃除をしなければならない。それは素人ではできなくて、どこかから来てとか外に出さなければいけないのだが、結構なお金かかる。そういうことについて、少し心配である。
村田会長	それについても検討が必要ということ。
神尾委員	富士市が負担しなければならないお金がきっと出てくる。
村田会長	本日協議事項の方で方針案はこのまま、若干修正を行ってパブリックコメントを出すということと、(2)と(3)については、国の動向もにらみながらではあるが、継続審議ということで、ぜひ皆さんからも引き続き御意見いただければと思う。

3 その他（連絡事項）

- ・サポーター制度について、サポーターを募ることができるように、募集フォームを準備している段階。募集フォームができたら、まずは市の職員に周知をして、その後、教職員の方々を含めた先生方に周知をし、また市民全体に投げかけたいと考えている。
- ・次回、第7回の協議会を、パブリックコメントの結果を踏まえた上で令和8年2月頃に行う。日程を調整し、開催させていただく。
- ・今回の議事録については、事務局で作成し、後日送付する。

閉 会